

列コード	行コード	部門名称
0622-02	0622-021	碎石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2281「碎石製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱さい)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 碎石、石材

(対応する ISIC) 2696 石材切り出し、型削・磨き業

列コード	行コード	部門名称
0629-09	0629-099	その他の非金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する副産物(硫黄)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ベントナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド

(対応する ISIC) 1410 石・砂及び粘土採取業

1421 化学及び肥料用鉱物鉱業

1422 塩採取業

列コード	行コード	部門名称
0711-01		石炭・原油・天然ガス
	0711-011	石炭
	0711-012	原油
	0711-013	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 053「原油・天然ガス鉱業」及び小分類 052「石炭・亜炭鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭、原油、天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表の列部門「0711-01 石炭」と「0721-01 原油・天然ガス」を統合し、「0711-01 石炭・原油・天然ガス」とする。

また、平成 12 年表の行部門「0721-011 原油」及び「0721-012 天然ガス」を「0711-012 原油」、「0711-013 天然ガス」にコード変更。

(注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の行部門「0711-011 原料炭」及び「0711-012 一般

炭・亜炭・無煙炭」を「0711-011 石炭」に統合。

(対応する ISIC) 1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業

1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業

1030 泥炭採掘業・固形燃料製造業

1110 原油及び天然ガス採取業

3 飲食料品

列コード	行コード	部門名称
1111-01		と畜(含肉鶏処理)
	1111-011	牛肉(枝肉)
	1111-012	豚肉(枝肉)
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の肉(枝肉)
	1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業及び 9321「と畜場」の活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の肉(馬肉、羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物等)

(対応する ISIC) 1511 肉及び肉製品製造・加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	肉加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0911「肉製品製造業」のうち、ハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚

(対応する ISIC) 1511 肉及び肉製品製造・加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0911「肉製品製造業」のうち、畜産物を主な原料とするびん・かん詰の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、調理特殊かん詰

(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)

(対応する ISIC) 1511 肉及び肉製品製造・加工・保存業
1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1112-03		酪農品
	1112-031	飲用牛乳
	1112-032	乳製品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0912「乳製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 飲用牛乳：牛乳、加工乳
乳製品：乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム、ミックスパウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料
(注意点) 平成12年表において、平成7年表のコード「1112-04、-041～042」を「1112-03、-031～032」へ変更。
(対応する ISIC) 1520 酪農製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0925「冷凍水産物製造業」及び0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。
(品目例示) 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品(丸又は三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの)、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」
(注意点) 船上冷凍魚は、「0311-001 海面漁業(国産)」から本部門に生鮮魚を産出。
(対応する ISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0924「塩干・塩蔵品製造業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち、魚介類を主な原料とした干・くん製品の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、

副産物の「魚のあら」

(注意点) さくら干し、みりん干しは、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含まれる。
(対応する ISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0921「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) かに、さけ、まぐろ・かつお、さば、いわし、その他の水産びん、かん詰、副産物の「魚のあら」
(注意点) 水産物つくだ煮は、その容器を問わず、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含まれる。
(対応する ISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-04	1113-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0923「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ、副産物の「魚のあら」
(対応する ISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-09	1113-099	その他の水産食品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0922「海藻加工業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち、干・くん製品製造業を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) 節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し
(対応する ISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1114-01		精穀
	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0961「精米業」

及び0962「精麦業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか
(対応する ISIC) 1531 精穀・製粉業

列コード	行コード	部門名称
1114-02		製粉
	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0963「小麦粉製造業」及び0969「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦粉、ふすま、そば粉、こんにやく粉、米穀粉

(対応する ISIC) 1531 精穀・製粉業

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0992「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん

(対応する ISIC) 1544 マカロニ、ヌードル、クスクス及び類似製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1115-02	1115-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0971「パン製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち、調理パン製造業及びサンドイッチ製造業の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食パン、学校給食パン、菓子パン、調理パン、サンドイッチ

(対応する ISIC) 1541 パン製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1115-03	1115-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0972「生菓子製造業」、0973「ビスケット類・干菓子製造業」、0974「米菓製造業」及び0979「その

他のパン・菓子製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア

(注 意 点) アイスクリームは、「1112-03 酪農品」及び「1112-032 乳製品」に含まれる。

(対応する ISIC) 1541 パン製品製造業

1543 ココア、チョコレート及び砂糖菓子製造業

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0931「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)」のうち、野菜・果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)及びジュース原液の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、ジャム(びん・かん詰)、野菜ジュース、原料濃縮果汁

(注 意 点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料は、「1129-02、-021 清涼飲料」に、菓子・かん詰は、「1115-03、-031 菓子類」に含まれる。

② たれ、つゆ類及びジュースを除くトマト加工品(ケチャップ・ピューレ等)のびん・かん詰は、「1117-06、-061 調味料」に含まれる。

③ 野菜ジュース、原料濃縮果汁については、その容器を問わない。

(対応する ISIC) 1513 果実及び野菜加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	農産保存食料品 (除びん・かん詰)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0931「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)」のうち、野菜・果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰、ジュ

ース原液及び乾燥きのこを除く)及び0932「野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、カップジャム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、干がき

(対応する ISIC) 1513 果実及び野菜加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1117-01		砂糖
	1117-011	精製糖
	1117-019	その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0951「砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」及び0952「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖(てんさい糖、甘しや糖)、含みつ糖、副産物(糖みつ、ビートパルプ)

(注意点) 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動が含まれるが、当過程での自部門投入は含めない。

(対応する ISIC) 1542 砂糖製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-02	1117-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0991「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

(対応する ISIC) 1532 でん粉・でん粉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0953「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ぶどう糖(無水結晶ぶどう糖・含水結晶ぶどう糖、全糖ぶどう糖、液状ぶどう糖)、水あめ(水あめ、粉あめ)、異性化糖

(対応する ISIC) 1532 でん粉・でん粉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-04		植物油脂
	1117-041	植物油脂
	1117-042	加工油脂
	1117-043	植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0981「植物油脂製造業」、0983「食用油脂加工業」及び1751「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(果汁搾りかす、野菜屑等)は、植物原油かすを競合部門とする。

(品目例示) 植物油脂:食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油(あまに油、ひまし油)
加工油脂:マーガリン、ショートニング
植物原油かす:なたね油かす、大豆油かす、米ぬか、油かす

(対応する ISIC) 1514 植物・動物油脂製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-05	1117-051	動物油脂

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0982「動物油脂製造業」を範囲とする。

(品目例示) 動物油脂(牛脂、豚脂等)、精製ラード、魚油

(注意点) ① 平成12年表において、平成7年表の「1113-05、-051 魚油・魚かす」のうち「魚油」を本部門に統合。

② 平成12年表において、平成7年表のコード「1112-03、-031」を「1117-05、-051」へ変更。

③ 本部門は動物原油(非食用)の生産と、その原油をさらに加工精製し、食用動物油脂を生産する活動である。

(対応する ISIC) 1511 肉及び肉製品製造・加工・保存業
1514 植物・動物油脂製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-06	1117-061	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類094「調味料

製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物(卵白)

(注意点) 平成12年表において、平成7年表のコード「1117-05、-051」を「1117-06、-061」へ変更。

(対応する ISIC) 1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0995「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ(コロッケ、カツ、魚フライ等)、冷凍米穀類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

(対応する ISIC) 1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0999「他に分類されない食料品製造業」のうち、レトルト食品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等)

(対応する ISIC) 1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0996「そう(惣)菜製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうちすし・弁当製造業及び5795「料理品小売業」のうち製造小売分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そう菜、すし、弁当

(注意点) 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

(対応する ISIC) 1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(注意点) ① 学校給食は本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起こすことから、本来実施すべき機関(教育機関)の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

② 平成7年表まで農林水産省が担当していたが、平成12年表から文部科学省の担当に変更。

列コード	行コード	部門名称
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(注意点) 「1119-04、-041 学校給食(国公立)」と同様。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0911「肉製品製造業」のうち冷凍食肉加工業、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業を除く生産活動、0993「豆腐・油揚げ製造業」、0994「あん類製造業」、0999「他

に分類されない食料品製造業」のうち豆乳、即席ココア、レトルト食品、すし・弁当、サンドイッチ及び調理パン製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち

(平成12年表からの変更点)

平成12年表において本部門に含まれていたもやしを分割し、「0113-02野菜(施設)」に統合。

(対応する ISIC) 1531 精穀・製粉業
1549 他に分類されないその他の食料品製造業
1553 麦芽酒及び麦芽製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1023「清酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

(対応する ISIC) 1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業
1552 ワイン製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1022「ビール製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち発泡酒の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒

(対応する ISIC) 1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業
1553 麦芽酒及び麦芽製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1024「蒸留酒・

混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 平成12年表において、平成7年表のコード「1121-04、-041」を「1121-03、-031」へ変更。

(対応する ISIC) 1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1021「果実酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りん、発泡酒を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール類、発泡酒を除く雑酒、添加用アルコール

(注意点) 平成12年表において、平成7年表の列・行部門「1121-03、-031 添加用アルコール」を本部門に統合。

(対応する ISIC) 1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業
1552 ワイン製造業

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類103「茶・コーヒー製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注意点) 緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料は、「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1115-03、-031 菓子類」に、それぞれ含まれる。

(対応する ISIC) 1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類101「清涼飲

料製造業」の生産活動及び細分類 0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳、ミネラルウォーター、スポーツドリンク

(注 意 点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-03 酪農品」及び「1112-032 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれる。

(対応する ISIC) 1513 果実及び野菜加工・保存業
1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生産業

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 104「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用水

(対応する ISIC) 1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生産業

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1061「配合飼料製造業」及び 1062「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(屑肉、副産蛹、くず繭)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

(注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の「1113-05、-051 魚油・魚かす」のうち、「魚かす」のみを本部門に統合。

(対応する ISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業
1533 加工飼料製造業

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料(除別掲)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1063「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たい肥)

(注 意 点) 除別掲とは、「0121-01 酪農」のうち「0121-019 その他の酪農生産物」、「0121-02、-021 鶏卵」、0121-03、-031 肉鶏、「0121-04、-041 豚」、「0121-05、-051 肉用牛」等に含まれるきゅう肥、鶏ふん等である。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 105「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

(対応する ISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業
1600 たばこ製造業

4 繊維製品・パルプ・木製品・印刷

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 111「製糸業」、112「紡績業」及び 113「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製糸：生糸、副蚕糸

綿糸：純綿糸、混紡綿糸

化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸

毛糸：そ毛糸、紡績糸

その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

(注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の列・行部門「1511-01、-011 製糸」及び「1511-02、-021 紡績糸」を「1511-01、-011 紡績糸」